

◆全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。ただし、ガス事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計）

一般会計等	一般会計等以外の特別会計	公営企業会計
一般会計	国民健康保険事業特別会計	ガス事業会計
有線テレビ事業特別会計	国民健康保険診療所特別会計	水道事業会計
	後期高齢者医療特別会計	簡易水道事業会計
	介護保険事業特別会計	下水道事業会計

(2) 出納整理期間について

一般会計及び各特別会計については、出納整理期間（令和6年4月1日から令和6年5月31日まで）を設けています。

また、財務書類の作成基準日は、会計年度末（令和6年3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）。

公営企業会計については、出納整理期間を設けていませんが、一般会計または各特別会計との間で取引があり、出納整理期間中に資金の授受がある場合は、会計年度末までに受払いが終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位（端数処理等）

表示単位未満の金額は四捨五入により処理しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

ア 範囲

令和 6 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

なし